

○火薬類取締法

(昭和二十五年五月四日法律第四百十九号)

(製造施設等の変更)

第十条 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(火薬庫)

第十二条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 (略)

○火薬類取締法施行規則

(昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号)

(製造業者に係る軽微な変更の工事等)

第八条 法第十条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 工室、火薬庫一時置場、日乾場、爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃棄焼却場(以下「工室等」という。)内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事

イ 暖房装置

ロ 照明設備

ハ 静電気除去設備

ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材

ホ 排気装置

二 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の

変更の工事

四 製造施設又は設備の撤去の工事

(略)

2 (火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条 法第十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事

二 火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤

の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

三 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の

工事

2 (略)

○火薬類取締法及び同法施行規則の運用 及び解釈について

(平成十二年七月四日付け平成 12・06・30 立局第六号)

(略)

(1) (略)

(2) 火薬類取締法施行規則の運用及び解釈について

第八条関係（製造業者に係る軽微な変更の工事）

一 変更の工事の範囲について

第一項第三号の「変更の工事」とは、取替えの工事及び改造の工事をいう。

二 許可及び届出を必要としない設備について

作業台のほか技術基準に規定されていない設備の変更については、本来許可申請の対象でないため、火薬類製造営業許可申請書又は火薬類製造施設等変更許可申請書（当該申請書に添付されたレイアウト図を含む。）の記載内容の変更となる場合であっても、許可及び届出を必要としない。第十四条関係（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事）

火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事についても、製造業者に係る軽微な変更の工事の運用及び解釈に準ずる。

(略)

【火薬庫外に貯蔵できる火薬類】

○火薬類取締法

(昭和二十五年五月四日法律第四百十九号)

(貯蔵)

第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

○火薬類取締法施行規則

(昭和二十五年十月三十一日通商産業省令第八十八号)

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十一条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあつては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が○・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が○・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

(表は別添1参照)

2 (略)

○火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に

掲げるその他の火工品の数量

(昭和四十九年通商産業省告示第五十一号)

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条の規定に基づき、火薬庫外において貯蔵することのできる同条の表に掲げるその他の火工品の数量を次のように定めたので、告示する。

火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量は、次の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するその他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。ただし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。

(表は別添2参照)

○火薬類取締法

(昭和二十五年五月四日法律第四百十九号)

(保安責任者の代理者)

第三十三条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは第三十条第二項の消費者は、経済産業省令で定めるところにより、火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者のうちから、あらかじめ製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者を選任し、製造保安責任者又は取扱保安責任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならぬ。

2 (略)

3 第一項の代理者は、製造保安責任者又は取扱保安責任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基く命令の規定の適用については、これを製造保安責任者又は取扱保安責任者とみなす。

○火薬類取締法の改正について

(昭和三十六年三月六日付け三六軽第五六〇号)

四 規則関係事項

(1) (7) (略)

(8) 第六十八条から第七十条まで関係

保安責任者、その代理者および副保安責任者の兼務は規則の主旨からみて好ましくないが、免状所有者が不足で兼務を認めるのも止むを得ない場合もあるので、できるだけ次の原則により運用されたい。

イ 同一事業所における副保安責任者と保安責任者の代理者の兼務を認めて差しつかえない。

ロ 従業者が極めて少ない煙火等の製造所について製造保安責任者と火薬庫の取扱保安責任者の兼務を認めて差しつかえない。

ハ ある製造所、火薬庫または消費場所の保安責任者、その代理者または副保安責任者と極く近くのこれらの事業所の保安責任者の代理者との兼務を認めて差しつかえない。

ニ その他の兼務は認めない。

ホ イの場合を除き、兼務はできるだけ早く解消させる。

(9) (略)

○火薬類取締法令の解説

(日本火薬工業会資料編集部編)

(解説)

1 (略)

2 「旅行、疾病その他の事故」とは、かなり長期的な(一日以上)不在を予定しており、短期的(一日未満)不在については、その間の責任者は原則として保安責任者であると解されている。

3 (略)

(規則第十五条第一項の表)

(8)	(7)	(6)		(5)	(4)	(3)	(2)	(1)			貯蔵する火薬類の種類
		がん具煙火を販売する者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者						販売業者であつて、販売のために都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(イ)	(ロ)	
5	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その場所に貯蔵する者			10		5	5	5	5	20	火薬(キログラム)
				25				5			無添加可塑性爆薬(第十九条第四項各号の一つに該当する可塑性爆薬又は都道府県警署が貯蔵するものを除く。)以外の爆薬(キログラム)
				300				100			工業雷管及び電気雷管(個)
				500							導爆線(メートル)
				200					1,000	1,000	導火線(メートル)
				1,000					2,000	2,000	電気導火線(個)
									3,000	30,000	銃用雷管(個)
									10,000	4,000	実包及び空包(建設用びょう打銃用空包を除く。)(個)
										2,000	薬液注入用薬包(個)
				2,500					20,000	8,000	建設用びょう打銃用空包(個)
				2,000					4,000	4,000	コンクリート破砕器(個)
				25					50	50	ロープ発射用ロケット(個)
				100							鉋さい破砕器及び爆発せん孔器(個)
				4,000							爆発びょう(個)
				100							油井用火工品(個)
											信号雷管(個)
										25	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品(キログラム)
										50	信号焰管及び信号火せん(キログラム)
										25	煙火(がん具煙火を除く。)(キログラム)
											がん具煙火(第1条の5第1号へ(2)に掲げるものを除く。)(キログラム)
											第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火(キログラム)
											火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう(個)
										50	その他の火工品(キログラム)

備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者については、(8)に掲げる火薬類の合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。

2 信号焰管及び信号火せん(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者については、(8)に掲げる火薬類の合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。

3 (1)から(7)までのに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。

(出典:火薬類取締法令集平成25年度版(日本火薬工業会資料編集部・編))

貯蔵する者等の区分	貯蔵する者			貯蔵する者等の区分
	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内に完了する事業の場合	その他の事業の場合	
爆発圧接コード (一メートル当たり) の爆薬量が 三百グラム以下 のもの(メートル)		50	100	
警備用火工品 (キログラム)	5	25		
体外衝撃波腎結 石破砕機用圧力 発生具(爆薬十 一ミリグラム以 下のもの)(個)	10,000		100,000	
導火管付き雷管 (個)		100	300	
導火管(一メー トル当たりの爆 薬量が〇・〇三 グラム以下のも の)(メートル)		100	100	
制御発破用コー ド(一メートル 当たりの爆薬量 が百グラム以下 のもの)(メー ドル)		100	100	
火薬類取締法施行規則第四十九条 第六号の二に規定する発信器及び その交換部品(火工品に限る。) (火薬三十ミリグラム以下で、か つ、爆薬三十ミリグラム以下のも の又は火薬六十ミリグラム以下の もの)(個)	100		2,000	

貯蔵する者等の区分	貯蔵する者			貯蔵する者等の区分
	土木事業その他の事業を営む者であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	六ヶ月以内に完了する事業の場合	その他の事業の場合	
タイヤバースト (火薬十グラム 以下のもの) (個)	50		500	
点火玉(爆薬五 十ミリグラム以 下のもの)(個)	100		2,000	
点火具(火薬二 グラム以下、爆 薬五十ミリグラ ム以下のもの) (個)	100		2,000	
爆着栓(爆薬六 グラム以下のも の)(個)	500			
ケーブルカッ ター(火薬及び 爆薬一グラム以 下のもの)(個)	50		100	
管付みちび(火 薬及び爆薬十グ ラム以下のもの) (個)		500	1,000	
MSコネクター (爆薬一グラム 以下のもの) (個)		100	200	2,000
爆発拡管器(爆 薬四十グラム以 下のもの)(個)		50	100	

(出典:火薬類取締法令集平成25年度版(日本火薬工業会資料編集部・編))